（精神の機能の障害により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

第二十六条の二　海事補佐人又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該海事補佐人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、海難審判所長に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（登録の抹消）

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、海難審判所長は、海事補佐人の登録を抹消しなければならない。

一～三　（略）

四　海事補佐人が第二十条第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五十五条に関する事項）	（法第五十五条に関する事項）
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
2　法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。	2　法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類	一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）	（新設）
ホ　（略）	ニ　（略）
ヘ　役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）	（新設）
ト～ヌ　（略）	ホ～チ　（略）
ル　船員派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）	（新設）
二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類	二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ　（略）	イ　（略）
ロ　申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）	（新設）
ハ　（略）	ロ　（略）